

山税公告第7号

令和8年度市民税・県民税納税通知書について、住所及び居所不明等により送達できないため、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

令和8年7月1日

山鹿市長 早田 順一

1 送達を受けるべきものの氏名

別 表

2 納税通知書の保管場所

山鹿市役所 税務課

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 公示送達者名簿

23	吉田 小雪
24	NGUYEN THI HOA